

令和 8 年

議会運営委員会記録

令和 8 年 5 月 2 1 日

和 光 市 議 会

議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 令和８年５月２１日（木曜日）
午前 ９時３０分 開会 午後 ０時０８分 閉会

◇開催場所 第２委員会室

◇出席委員

委 員 長	吉 田 武 司 議員	副 委 員 長	伊 藤 妙 子 議員
委 員	内 田 あ や 議員	委 員	菅 原 満 議員
委 員	鎌 田 泰 春 議員	議 長	小 嶋 智 子 議員
副 議 長	待 鳥 美 光 議員	委 員 外 議 員	松 永 靖 恵 議員

◇欠席委員 なし

◇出席説明員 なし

◇事務局職員

議会事務局長	亀 井 義 和	議 事 課 長	金 井 宏 之
議事課長補佐	大 沢 明 子	主 任	小 林 厳

◇本日の会議に付した案件

特定事件８ 議長の諮問に関することについて
議会改革について

・和光市議会議員政治倫理条例の見直し

特定事件９ その他議会運営に関することについて
議会報告会の総括について

午前 9時30分 開会

○吉田武司委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

会議には、議長とオブザーバーとして副議長及び松永靖恵委員外議員、吉田活世委員外議員に出席を求めていますことを報告いたします。

また、吉田活世委員外議員については、体調不良という連絡がありましたことを報告いたします。

また、委員会進行の中で、委員外議員からの発言の申出の許可は委員長に一任願います。

本日の案件は、特定事件8、議長の諮問に関することについてとして、議会改革について、特定事件9、その他議会運営に関することについてとして、議会報告会の総括についてです。

本日の資料を確認します。

本日の資料はお手元に配付してありますとおりです。

初めに、特定事件9、その他議会運営に関することについてとして、議会報告会の総括についてです。

5月8日の議会運営委員会において配付した、ホームページ案及び各会派からいただいた反省点等について、各会派に持ち帰っていただいておりますので、本日は各会派から御意見等を伺い、総括したいと思います。

それでは、御意見等がございましたら、挙手をお願いいたします。

菅原委員。

○菅原満委員 意見の取りまとめに関してですが、作成していただきありがとうございました。

ただ、総務環境第1グループの中の関係で、個人名、居住地については個人情報があるので、この点については、ほかと同じように特段記載せずまとめたほうがよいと考えます。

それから第2グループのところで、自動運転というところの中に、議員の話した内容の中で、8月には実証実験を行うとの予定を聞いているということで、自動運転というくくりの中にあるので、これは実証実験だと自動運転の実証実験というふうに誤解を招くかなという気もしますので、ここまでは発言内容を記載されなくてもよいのではないかと考えます。

それから、ほかの文教厚生のところでも、要点筆記で参加議員・参加人数とあるんですけれども、フォントの平仄というか形式をそろえて、従来どおりの方式でよいのかなと考えております。

○吉田武司委員長 第1グループの住所とかというところはどこの部分ですか。

菅原委員。

○菅原満委員 第1グループ参加者からの意見というところで、自己紹介というところで名前と、どこそこ在住とあるので、この点については削除して構わないのではないかなと考えます。

○吉田武司委員長 議員のところの下新倉在住、新倉在住というところの部分でよろしいです

か。

菅原委員。

○菅原満委員 自己紹介で、要は議員の部分の、実質ここでは議員に関するところですけども、あと参加者の中での在住地もあるので、この辺については省いて構わないのではないかと、むしろ省いたほうがよいと考えます。

○吉田武司委員長 今、菅原委員のほうから、議員、また参加者の在住地について表記しないほうがよいという意見がありましたが、表記しなくてもよろしいでしょうか。

内田委員。

○内田あや委員 プライバシーを守るために詳細を記載しないというところは、いいかなと思うんですが、1点、市内なのか市外なのかというところは、情報としてはあったほうが読み手としては立場が明らかになり、間違いのないのかなというふうには感じました。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 その辺が必要ということであれば、個体の自治体名ではなく、市外在住ということで記載すれば十分足りるのかなと考えます。

○吉田武司委員長 この部分について、いかがいたしましょうか。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 私も具体的な場所の名前は避けて、市外と市内というふうな記載に統一するべきだと思います。

○吉田武司委員長 ほかに御意見ございますか。

菅原委員。

○菅原満委員 要は市外の方だけ市外在住ということで、後は書かなくても、ほかのところも市内、市外と書いていないので、書いてなければ当然市内ということです。

○吉田武司委員長 そのようなことでよろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、市内の場合は表記なしで、市外のところは市外在住というところで、これでいきますと板橋区成増在住のところ市外になるかと思うんですけども、それでよろしいでしょうか。

〔「川越市」という声あり〕

川越市もありましたか。では、その2か所を訂正させていただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

菅原委員。

○菅原満委員 個人名も外すということの理解でよろしいですね。

○吉田武司委員長 あとは個人名も外すということよろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、そのようにいたします。

あともう一つは何でしたか。

菅原委員。

○菅原満委員 総務の第2グループの中の自動運転のところ、8月には実証実験を行う予定と聞いているということは、自動運転の話と誤解を招く記載ではないかなということで、この部分はあえて記載する必要があるのかどうか、私は誤解を招くならば削除しても構わないのかなと考えます。

○吉田武司委員長 今、菅原委員のほうから、総務の第2グループのところの自動運転、最後のところの「8月に実証実験を行うとの予定を聞いている。」というところを削除したほうがいいのではないかという意見がありました。確かにここは削除したほうがいいのかなと思いますけれども、皆さんいかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、この部分は削除をするということでお願いをいたします。

ほかにございますでしょうか。

内田委員。

○内田あや委員 今のところに関連するんですけども、アンケートのまとめのところのお住まいのところにも川越霞ヶ関という記載がありまして、ここに関しても菅原委員の意見に基づくと、市外という形にしたほうがいいのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 市外ということでよいのかなと考えます。

○吉田武司委員長 内田委員。

○内田あや委員 続けてアンケート関連なんですけれども、現状配られている記載のまま、基本的にはホームページに上がるという認識でお話をさせていただきますが、年代のところで（うち1人は見た目）というところは、ここでの情報共有の中では必要な情報だと思うんですが、ホームページは削除というところは念のため確認させていただきたいのと、同類で、次のページの委員からの、のところの括弧書き等も不要かなと思いました。

○吉田武司委員長 ここで委員外議員から発言を求められていますので、委員長として許可します。

松永靖恵委員外議員。

○松永靖恵委員外議員 補足なんですけど、今回、議会報告会のアンケートをまとめさせていただきました。

まとめた中で、平仮名を漢字にすることなく、先ほどの見た目というところも皆様が書いていただいたとおりに一応出していただいておりますので、その中でちょっとこれは直したほうがいいのではないかというのは協議していただければと思います。お願いいたします。

○吉田武司委員長 それでは、今、内田委員からありました、お住まいのところの川越霞ヶ関

を市外という表記にして、あと60代5人（うち1人は見た目）というところの（うち1人は見た目）を削除すること、あと議員から10人、内田議員2人（うちXで渡邊議員1人）というところを、この括弧を削除するというところでよろしいですか。

内田委員。

○内田あや委員 あと、その下の和光市公式LINE 6人のところも6人で止めてよいのかなというふうに思います。

あと細かいところで恐縮ですが、2番の議会報告会の進行についての、よくなかった理由が1、2、3で記載されていると思うんですが、無回答のところは上に移動した形で、よくなかった場合の理由としたほうが、見たときに、この内訳が先に入ってきて分かりやすいかなと感じました。

3の説明について以降に関しても、理由のところが間に入る形ですが、理由は最後に持ってくるという形でもよいのかと思いました。御意見いただければと思います。

○吉田武司委員長 今、議会報告会の進行について、というところで、無回答のところを理由の上に移動して、理由のところをよくなかったと思う理由とするという御意見なんですが、そういうふうに直すということで、分かりやすくなるということなんですけれども、皆さんいかがでしょうか。

では、そのように変更するというところでよろしいですか。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 確認なんですけれども、総務環境常任委員会第2グループのところの2ページ目、3ページ目で公共交通計画のところがあるんですが、そこが一部同じことが繰り返し記載されてるように見えるんです。2ページの下の方なんですけれども、例えば「北側の議員だが」から全部同じことが書いてある。これは、何か間違えて入れてしまったのかなという感じですか。

〔「全く一緒ですか、これはいらないです」「2か所は削除すればいい」ほか発言する人多数あり〕

なのでそこだけ修正をお願いします。

〔「ここが削除です」という声あり〕

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 第2グループ2ページ目の公共交通計画の市民のところの「北側の議員だが」から、このページの最後までを削除するということの理解でよろしいですか。

〔「はい」という声あり〕

○吉田武司委員長 それでは、まず確認しますが、アンケートのところの川越霞ヶ関、これを市外、60代の（うち1人は見た目）の（うち1人は見た目）を削除、次の議員から10人のその後の括弧を削除、和光市公式LINE 6人の後のところを削除、議会報告会の進行について、無回答を上を持っていき、理由のところの、よくなかったという理由を、このようなこ

とがありましたというふうな表記にするというところで、アンケートについてはよろしいでしょうか。

内田委員。

○内田あや委員 念のためですけれども、例えば2番の場合の入替えて、3番以降も同様の形式で理由が途中に入っている形になっているので、3番以降に関しても同様ということで提案させていただいた次第です。

○吉田武司委員長 3番の説明について、また4番の資料についてもですか。

○内田あや委員 そうです、5番も。

○吉田武司委員長 5番も。

こういうところを入れ替えるというところでよろしいですか。

小嶋議長。

○小嶋智子議長 その点についてはいいと思うんですが、先ほど和光市公式LINE 6人などの意見、それから実は意見がほかのところでも、例えば2番の議会報告会の進行について、よかった8人の後にも意見が載っているんです。そのほかのところでも意見を載せていただいておりますので、削除ではなくて、これを最後御意見を書いていただいているところ、10番、議会に対する御意見などをお聞かせください、ここに入れていただいて、せっかく出してくださっている御意見ですので、削除ではなくてここに移動という形のほうがいいのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○吉田武司委員長 今、議長から御意見ございました。

削除ではなく、10番のところに移動したほうがいいのではないかなということなんですけれども、そのようにしてよろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

これは誰が作ったんでしたっけ。

〔「ほとんど私が作ったものを秋元統括主査に送って、今の案を作ってくれた。」という声あり〕

では、この変更については、担当の議員がやるのか、事務局がやるのか。

この文章を作る構成については、事務局で変更をかけてもらっていいですか。

〔「秋元統括主査に伝える感じですね」という声あり〕

では、それをお願いします。

今の変更点については、事務局のほうで変更していただきますので、それを確認してホームページにアップしてもらおうということでよろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

では、そのようにいたします。

あともう一つ確認なんですけれども、先ほどの第2グループのところのダブっているところ、2ページ目の「北側の議員だが」というところを最後まで削除するというでよろしいでし

ようか。

〔「はい」という声あり〕

では、そのようにいたします。

松永靖恵委員外議員。

○松永靖恵委員外議員 先ほど今回の報告会は何で知りましたかというアンケートの中で、議員からというところで、内田議員のXとか、渡邊議員というお名前を削除というようなことでしたが、アンケートのところで議員からの後に括弧して書いているんです。だから例えば削除をするのであれば、次回からのこのアンケートは、誰からとかいうことは削除という形にしたほうがいいのか御検討ください。

○吉田武司委員長 この部分は削除して、10番のところに持っていこうかという話があったんですけれども。

〔「意見ではなく」「ここだけ」ほか発言する人多数あり〕

松永靖恵委員外議員。

○松永靖恵委員外議員 分かりづらくてすみません。

内田議員のXとか、渡邊議員から聞いてきたんだというところで、あえてお名前を入れたほうがいいかなと思ひまして、アンケートのところで括弧をつけたんですが、今後それを削除するのであれば、そっちも削除しないとちょっとおかしくなるので。前はたしか名前が載っているんです。それもちょうど重ねて御検討いただければと思います。

〔「質問項目に入っているということ」「何で知りましたかというところに入っているから」ほか発言する人多数あり〕

○吉田武司委員長 松永靖恵委員外議員。

○松永靖恵委員外議員 アンケートのほうは次回の議会報告会を開催する前に検討していただければいいんですが、今回は議員の名前を載せないという形なので。前回載せていますので、そこも一緒に削除していただければと思いますが大丈夫でしょうか。

○吉田武司委員長 前回のところも今回載せないから削除するというのは必要ありますか。内田委員。

○内田あや委員 ここに関しては、参考情報の扱いかなというふうに理解して先ほどの発言は申し上げさせていただきましたが、今後のところで誰の議員経由で今回来たのかというところを、分析したりデータとして残したりすることに、ある程度の意義があれば載せておくことに異論があるわけではありません。

○吉田武司委員長 この部分について先ほど削除するというふうに1回決定したんですけれども、前回のところでは載せてあるというところなので、ここをいま一度御意見いただければと思います。

今内田委員のほうから、そういう意義があるのであれば載せておいてもいいというような訂正がありましたので、皆さん御意見何かございますでしょうか。

松永靖恵委員外議員。

○松永靖恵委員外議員 前回載せていたものを、今回例えば削除するのであれば削除してくださいというのも、実際に前回議会運営委員会で諮っていないので、それもちよっとおかしいのかなと。今になって気づいたんですが、今回議会報告会に多くの方が参加されていた中で、議員経由という方が結構10名もいらっしゃったので、その参考だということであれば、掲載はしていいのかなと思っておりすがいかがでしょうか。

○吉田武司委員長 皆さんいかがですか。

先ほどはこの部分について削除するということにいたしましたけれども、前回載せていたというところでもありますので、削除しないでそのまま載せておくということによろしいですか。

待鳥副議長。

○待鳥美光副議長 議員から10名ということで、議員からの口コミがそれだけいたということですよ。たまたま誰から聞いたというのを書いた人の分でここに載るということですが、ほかに誰からか分からないけれども聞いた人が7人いるわけですよ。なのでたまたま書かれた個人名は載せる必要はないのかなというふうに思いますがいかがでしょうか。

○吉田武司委員長 これは前回のときは個人名も載っているんですよ。

この部分については、前回同様載せておくということで、次回のときに、この部分についてまた検討するというところでいかがでしょうか。

〔「どちらでもいいです」という声あり〕

○吉田武司委員長 前回載せていたというところで、今回削除したら前回削除すべきという話もあったので、前回のところまでいじくるのであれば、今回はそのまま載せておいて、次回からアンケートの集計の仕方についてまた決めていただければと思うんですけども、そのような形でよろしいですか。

〔「意義なし」という声あり〕

では、そのような形に変更させていただきます。よろしくお願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

菅原委員。

○菅原満委員 いただいた意見のところで、形式を整える必要があるのかどうか、意見交換会、グループ、参加者何名とか、従来はなかったかなというふうに記憶するんですけども、この辺をどういうふうにしたらいいのか。

参加者からの意見で、文教厚生の方は参加者、目標像というのが入っているんですけども、総務の方は入っていないです。従来は特になくて参加者からの意見というのをまとめていただけなので。

○吉田武司委員長 内田委員。

○内田あや委員 私もフォーマットというか、載せる情報の統一は必要かなというふうに思いました。ただ今回からでなくてもいいのかなと思っています。

作った方の手間、ここまででも相応に手間をかけていただいていることを踏まえ、次回から例えばフォーマットという形で、テーマ、何人参加うち議員何人とか、そういった形を整えた上で、書記の方に展開するというのはどうかと思っておりました。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 今回は作っていただいたのでこのままということで、外側からのなぜ形式が違うかという意見に対しては、それぞれでまとめたものであるということで、もし説明が必要ならばそういうふうにする。

次回からは内田委員が言ったように、フォーマットで、まとめ方の中には市民の意見の後に議員の意見、ほかのところでは市民、議員、市民、議員というまとめ方もあるので、その辺も含めて形式についてどういうまとめ方がよいかは、次回の報告会を検討するときに様式についても決める。

先ほどアンケートについても書いてもらったものはそのまま載せるということですが、アンケートの回答の形式についても併せて検討していくのはどうかなと考えます。今回はこのまま作っていただいた方も尊重するという事で分かりました。

○吉田武司委員長 今回はちょっと表現の仕方が違うんですけれども、次回からはフォーマットを統一したり、また意見のところも統一するという事で、次回のときから検討するという事でよろしいですか。

伊藤委員。

○伊藤妙子委員 私は、今この一番最後の文教のほうの目標像4、5という目標像をまず入れ、参加議員の名前も入れ、参加数の人数が入っているというこのフォーマットに統一する程度であれば、そんなに手間はないかなと思いました。

改めて第1グループの総務環境のほうでは、自己紹介としてこの菅原、萩原、内山、伊藤の住所のところを削除する流れにしますと、上2行削除される形になると思いますし、文教の第2グループのほうのパターンで議員名を頭に入れて、第1グループのほうは目標像も入れていませんので、それぐらいいは入れて、総務環境については目標像幾つというのとテーマを頭に入れて、議員名、あと市民の参加人数を入れるというパターンぐらいいは統一したほうが、ホームページを見た方が見やすいことは明らかだと思いますので、次回に延ばさずに、この程度であれば今回から変えたほうがいいと思います。

○吉田武司委員長 統一したほうがいいという御意見が出ましたけれどもいかがでしょうか。

内田委員。

○内田あや委員 それはそうかなと思うんですけれども、統一するのであれば各4人に依頼するのはなく、誰か1人がやったほうがいいかなと思います。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 基本的には私は最初に役割を振るときに、こういう形式でやってくださいというふうに依頼していて、それを外れて形式がずれているのであれば、修正することが必要だ

と思うんですけれども、依頼する側がフリー形式で御依頼していて、後から修正してくださいというのは、正直二度手間を感じるのではないかなと思います。そこはお願いしているというか自分たちでやることではあるんですけれども、役割としてこちら側が提示していないことを後から追加して御依頼するというのは、今後基本的には避けるべきではないかなというふうに思います。

○吉田武司委員長 ほかに御意見ございますか。

伊藤委員。

○伊藤妙子委員 そうしますと総務環境の第1グループについては、私が係だったのでまとめたんですが、私のほうでそこを修正するということは構わないでしょうか。

○吉田武司委員長 これはでも内容の表記のところもみんなばらばらなので、これもそろえたいとなったら大変になるのではないかなと思うんですけれどもいかがでしょうか。

だから今回はこれで表記して、次回からはちゃんとフォーマットを作ってそれでやったほうが、今回はなるべく早くホームページにも載せたいというのがあるので、そこまで時間をかけるのも大変だし、ほかのところも全部統一するというふうになってしまうと思うんですけれども、ただ、上のところだけ統一すればいいというのではなくて、委員の発言のところとかもみんなばらばらなので、全部1つに変えなければいけないということで、各グループまたかなり時間がかかるのではないかなと思うんですけれどもいかがでしょうか。

内田委員。

○内田あや委員 委員長がおっしゃるとおりかなと思っております。

ただ、今の伊藤さんのように、自主的にほかの会派の報告を見て、これいいからうちもこうしたいほうがいいなというグループが出てくる可能性はあるので、例えば期限を切って、皆さんのを展開した上で修正がある場合は何日までに再度提出してくださいという形かなと思いました。

ただ、文言を大きく修正するようなもので、再度議運にかけるようなものではないことを前提とするかなと思っております。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 今回総務の第1グループだけ直すと第2グループのほうの扱いをどうするんだということと、あと文教のほうでも意見のまとめ方の形式が違うわけですね。だからそういったことと、あとその辺については触らずに表題だけ触るということなのか、その辺はきちんとしておいたほうがよいかと考えます。

○吉田武司委員長 みんな形式が違いますからね。

表題だけそろえるか、結局表題だけそろえても、ほかのところがばらばらなので、今回はこれで載せるというところで、今回はこの中のところでどういう形にしようかということを検討してまとめるという方向にいかればと思いますけれども、いかがでしょうか。

伊藤委員。

○伊藤妙子委員 総務環境は目標像が1グループも2グループも頭に入っていない形になりますが、よろしいですか。

皆さんがいいということであればこのままでも大丈夫です。

○吉田武司委員長 それでは、このままの表記でよろしいでしょうか。

今回はしっかりとフォーマットを作って、そのような形を統一できればと思いますのでお願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

菅原委員。

○菅原満委員 文教の第2グループになると思うんですが、グループ名が入っていないので。あと、その2ページ目、不登校支援で子ども家庭庁の子の字が漢字なのでこれは直していただければと思いますが。

○吉田武司委員長 それでは、今の2ページ目のところの子ども家庭庁のところの子が漢字になっていますので、こども家庭庁と平仮名に変更をいたします。

ほかにございますか。

小嶋議長。

○小嶋智子議長 確認をさせていただきたいんですけども、10番の議会に対する御意見などをお聞かせくださいの後に、意見交換会のグループに飛べるように書いていただいているんですが、ここに総務環境のグループ2も入るということになっているかどうかだけ確認させていただければと思います。

○吉田武司委員長 グループ2については後から出てきたのですが、その前にこれを作成しているので、ここは入るというところで確認をしております。

よろしいですか。

○小嶋智子議長 分かりました。

○吉田武司委員長 ほかにございますか。

菅原委員。

○菅原満委員 次回、報告会をやるときに言えばいいのかもですが、グループ分けの数によっては、やはり議員の人数が減ってしまって、コーディネートする人、記録する人の関係と、あと今回ICレコーダーが足りなくなったので、急遽私のほうを第2グループで使っていただいたんですが、その辺も含めてグループ分けの在り方についても考えていったらいいのかなと、次回の検討課題、意見ということで述べさせていただきました。

○吉田武司委員長 今のことについては、次回の議会報告会の要領などを決めるときに変更したいと思いますのでお願いいたします。

ほかにありますでしょうか。

伊藤委員。

○伊藤妙子委員 細かいことでちょっと確認なんですけれども、10番の議会に対する意見など

をお聞かせくださいのところなんです、句点と読点、点と丸があつたりなかつたりというのは、これは回答のとおりにされているのか確認です。細かいんですけども、このままでいいんでしょうか。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 原文の回答どおりで、基本的にはいいのではないかなと思いますし、この記載の変更による大きな影響はないと思いますので、私は修正とか特に必要なくていいのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 全体的に読点・句点がないので取れるんだったら取ったほうがいいのかなと考えます。

全体との関係で、10番のほうの介護保険料のところの最後の丸については、削除するなら削除したほうがということで。

○吉田武司委員長 伊藤委員。

○伊藤妙子委員 そこが取れれば統一感があるので、それでいいと思います。

○吉田武司委員長 では、このくださいのところは入れて、最後のいただきたいのところは削除ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

ほかにございますか。

〔「なし」という声あり〕

それでは、今の変更点は事務局のほうで変更していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

変更し次第、ホームページのほうにアップしていきますのでよろしくお願いします。

それではこれらを次回の開催に生かしていくということで、この場での総括としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それではそのようにいたします。

次に進みます。

特定事件8、議長の諮問に関することについてとして議会改革について、案件は項目31番、和光市議会議員政治倫理条例の見直しについてです。

初めに事務局から報告があります。

亀井議会事務局長。

○亀井議会事務局長 4月21日の議会運営委員会において、この和光市議会議員政治倫理条例には、施行規程というものがあるんですけども、規則なのか規程なのかというところで御質問がありました。

市のコンプライアンス担当のほうに確認したところ、行政実例によれば、規則は地方自治法

第120条会議規則及び第130条第3項傍聴規則以外には、規則ではなく所要の規程とするとの解釈ということになっておりますので、現在はこの規程ということになっているということでございます。

○吉田武司委員長 どちらにしてもいいということですよ。

○亀井議会事務局長 行政実例から言うと、規則は2つの傍聴規則と会議規則のみなので、規程ということでよろしいのではないかとということです。

○吉田武司委員長 それでは規程ということではよろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

それではそのようにいたします。

次に、内田議員にまとめていただいた、和光市議会議員政治倫理条例の骨子案についてです。以前に配られて反映していなかったというところがあるのかなと思うんですけども。

内田委員。

○内田あや委員 冒頭にちょっと私のほうから、資料の構成であつたりそういったところを補足させていただいたほうがスムーズかなと思いますので、説明をさせていただければと思います。

A3の横の、前回と同様のフォーマットの用紙になります。

今回やったところは、一番右の欄に調整案という形で追加をさせていただいております。

ここに関しては、公明党と新しい風・希望のところですり合わせをいただいた内容に関しては、基本的には転記するという形で掲載をしています。

緑風会は、各項目についての意見という形でいただいておりますので、前回同様下の（緑風会）というところでコメントをそのまま掲載させていただいてる形です。

それ以外に、公明党と新しい風・希望以外のところに関わる部分、具体的には第3条であつたり第8条といったところに関しては、無所属の会・維新、そして当会派の意見を踏まえた上で4党派分を一旦フルで掲載させていただいているというものになっています。なので基本的には皆様からいただいたものを、私のほうでそぎ落とすということとはしていないので、これをベースに、ここは今回は要らない、見送ったほうがいいのではないかとあつたり、今回はここはやっぱり変えたほうがいいよねというような協議を、一番右の欄及び緑風会の下コメントを参照しながら進めていっていただくということでイメージしています。

あと順番なんですけれども、これまでの順番とそれ以外で、新しい風・希望に関しては、結構この順番の入替えをされています。そこに関しては、私の判断で一旦この順番がスムーズなのではないかという形で仮置きさせていただいておりますので、最後のほうに順番のところは議論をいただくというのがスムーズかなと考えています。

最後のページ、8ページに関しましては、新規、新設という形で出していただいた項目について、今回は見送りますというふうにいただいたもの4つを掲載しています。ここに関しては御参考という形になるかと思っております。

これ以外に新設では定義という新第2条が入っていましたが、そこは2ページのほうに記載させていただいている形です。

説明は以上になります。

○吉田武司委員長 ありがとうございます。

今、これをまとめていただいて、ここで協議するというのは難しいと思いますので、これを基に各会派でお持ち帰りいただいて、条例の文をつくって1回出していただく。それをまたまとめたものを各会派に配って、それで協議を進めていくというふうにしたほうがいいのかと思うんですけども、いかがでしょうか。

休憩します。（午前10時22分 休憩）

再開します。（午前11時15分 再開）

それでは、倫理条例の見直しについてなんですけれども、内田委員がまとめていただいた資料を基に今から協議していきたいと思います。

それでは、第1条から調整案のところを基に御協議いただきます。

内田委員。

○内田あや委員 ここをまとめる際に気づいた点の共有ですけれども、政治倫理基準にするのか行為規範という言葉にするのかというところは、新しい風・希望、公明党のすり合わせの結果で言うと、全体を通して行為規範という形になっているかなと思っています。ここに関しては、各会派論点になるかなと思っています。

もし補足があればお願いします。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 市民の厳粛な信託となっているんですけれども、基本的には付託ではないかなと。だからその辺はちょっと検討させてください。

やはり言葉を一つ一つチェックさせてもらいたいと思います。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 基本的には目的として行為規範か政治倫理基準かという話だと思うんです。

政治倫理条例という条例名にするのであれば、政治倫理基準のほうがいいのかと思っています。また、それを行為規範に関する条例とするのであれば行為規範にするというふうな統一性を持って行えばいいのかなと思っています。

統一性を持たせる上で検討しなければいけないのは、基本的にほとんどの自治体では政治倫理という言葉が使われていて、基本的には他市と足並みをそろえて、ほかの市から見たとしても同等にあるということが分かりやすくすることであれば、政治倫理というふうにすることが可能性としてあるかなと思います。

行為規範とするのであれば、行為規範という政治倫理というのは抽象度が高いので、行為に焦点を当ててつくりましたという形でもいいと思うんですけども、他市との関連性というところでどうするかというところが議論になるのかなとはと思っています。

私としては大きな全体として、基本的にはどちらでも条例自体の影響度というのは変わらないと思いますが、そういったところだけがひとつあるのかなと思います。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 政治倫理条例ができたときは、全国的につくるという動きがあった中で、政治倫理条例は政治倫理ということでできたんだというふうに記憶しております。

内容自体は議員の行為について規正する、規正というのは正しいほうですけども、という内容なので、その辺は論議して決めていけばいいのかなと考えます。

○吉田武司委員長 内田委員。

○内田あや委員 よろしければ菅原委員に質問なんですけれども、政治倫理基準ではなく、行為規範に変えるべきだと思われたところをもう少し伺ってもいいですか。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 その辺はさっきもほかの委員が言っていたとおり、倫理道德が定義づけるのかどうかということで、議員の行為についてただすというか法令遵守、また不当な行為を行わないということとすると、行為規範という言葉が適切なのかということで行為規範としたまでのことです。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 趣旨としては分かるところであるんですけども、1点ちょっと行為規範とすると少し弊害として出てくる可能性があるなというのが、市民が要求すれば審査会ができるようになっている立てつけだと思うんですけども、市民の多くの方は他市とかの事例を見て、政治倫理条例を調べると思うんですよね。そうしたときに、市民側が請求したいと思ったけれども、それを和光市だけが行為規範というふうに定めることによって、見つけられなかったりとか正しく請求ができないというふうになってしまうと、条例としての趣旨が少し損なわれるかなと思うので、確かに曖昧さは残るんですけども、基本的には政治倫理条例という名称にしたほうが実務運営上はメリットがあるのではないかなと思っています。

ただ、今後の定義のところ、政治倫理というところは何かということ、あくまでも行為規範、行為について定めるものとするというふうに定義として書けば全然問題ないのかなとは思いますが。

○吉田武司委員長 第1条についてはよろしいですか。

〔「はい」という声あり〕

次に進みます。第2条についてお願いいたします。

内田委員。

○内田あや委員 補足ですけども、ここの審査会のところに関しては、行為規範審査会に関しても1の用語の仕様とセットで検討していくというところで補足させていただきます。

○吉田武司委員長 この部分は新設になるんですよね。

〔「そうです」という声あり〕

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 利益相反については、これはもしかしたらほかの条例、例えばですけれども、政治資金規正法とかに、たしか利益相反の定義があったかと思うので、それはそろえてもいいのかなと思います。

ほかの条例の地方自治法とかとそろえるほうが、新しく定義するというのは避けてもいいのかなと思いました。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 定義の部分については、定義するかどうかということで公明党とも協議をして、ほかの条文の中で十分読み込めるものがあるので、あえて定義する必要があるのかどうかということも含めて協議しています。

調整案のほうだと第5条で関係企業に係る報告義務というものがあるので、その部分で読み込めるのかなというような考え方もあるかと思います。

○吉田武司委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」という声あり〕

次に進みます。第3条についてお願いいたします。

現状は第2条のところ です。

内田委員。

○内田あや委員 重ねて補足になりますが、ここに関しては新しい風・希望、公明党の案に対して、（1）のところに無所属、維新の意見を追加、また、ハラスメントは別で検討していくというところでありましたが、調整案（5）のところにハラスメントの部分を当会派がもともと入れており、ここにはやはり復活させるというか追加するという方向感で現在は入れさせていただいております。

（7）なんですけれども、この市職員の採用その他以下のところに関しましては、新しい風・希望、公明党の案にはありませんでしたが、原文にあるものになっているので、今の段階では入れているところです。

○吉田武司委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、次に進みます。調整案の第5条についてお願いいたします。

菅原委員。

○菅原満委員 ここは地方自治法の第92条の2の規定を尊重することにしてありますが、議長に届け出ることと、議長は届出があったら公表するのかどうか、基本的には第92条の2の趣旨を尊重して行うということで、細かな点については法律が改正されたことと行政実例等を改めて確認する必要があるのかなと考えています。

○吉田武司委員長 ほかにございませんか。

内田委員。

○内田あや委員 ここに関して論点をまとめると、この報告義務を生じさせる対象が誰なのか、その対象契約は何なのかというところと、速やかに市長に届け出るという新しい運用、この3点だというふうに思っておりまして、その点について持ち帰って議論していただきたいと思っています。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 この市長というのは間違いで、正しくは議長です。

あと先ほども申し上げましたが、第92条2項の関係は法改正があったので、その関係についてきちんと確認をする必要があるのかなということで先ほども申し上げていました。

○吉田武司委員長 内田委員。

○内田あや委員 市長を議長に訂正して資料を配付する形でよろしいですね。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 この点については細かに確認をしないと、法改正があつて広く請負できるような内容にもなっているのでその辺の通知、行政実例というのをきちんと確認して条文をつくらないといけないと考えております。

○吉田武司委員長 この市長というところの部分は議長、2番のところも市長は議長でよろしいですね。

〔「はい」という声あり〕

ほかにございませんか。

〔「なし」という声あり〕

次に進みます。調整案の第6条についてお願いします。

御意見ございませんか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、次に進みます。調整案の第7条でお願いいたします。

内田委員。

○内田あや委員 ここも補足と論点整理ですけれども、まず選挙権を有する者が、これまで市民が主語だったところと変わっている点と、その総数の何分の1というところが主な大きな論点です。そのほかにもあるとは思いますが、必要であれば補足をお願いします。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 論点としては、何分の1という表記について、市民の総数が上下するものなので、それに対して何分の1というのは非常に揺れが出てくる可能性があると思いますので、できれば例えば定数50人以上とか、そういうふうな記載のほうが運用しやすいのではないかなと思っています。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 選挙権を有するものというのは、現状は市民となって選挙権を有する者に限るというふうにしていますが、選挙権を有する者に限るということではっきり書き込んだほう

がいいのではないかと思います。また、500分の1となっていますけれども、ここはいろいろと協議していただく中で議論が出るのかなということは想定しておりました。

やはり議員の名誉だとかに関わることなので、署名して出していただくということ、かつ、きちんと署名の有効性を確認するということがあってしかるべきではないかということで、選挙権を保有する者、かつ確認については選挙管理委員会に協力を求めることができるという形にしておりますので、この辺をいろいろと御議論いただければと思います。

○吉田武司委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、次に進みます。第8条についてお願いいたします。

菅原委員。

○菅原満委員 審査会は学識経験を有する者ということで、あえて学識有識者とはということも書いてあるんですけれども、これを書かなくても学識経験を有する者、あるいは弁護士ということでもいいのではないかなと考えます。

法曹関係となると、弁護士、判事、検事となりますし、優れた識見は何を指すのかということもありますし、学識ということで、他の関係も含められるということで、そういった点が協議の対象になるのではないかなと考えます。

○吉田武司委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、次に進みます。調整案の第9条についてお願いいたします。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 ただし、疾病その他やむを得ない理由があるときというのが、やむを得ない理由というのがどういうものを指すのが明確になっていないと、欠席が認められてしまうことになりかねないので、その部分、疾病等がどういうふうな状況であれば欠席になってもいいのかというところも少し明確化しなければならないのではないかなと思います。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 その他やむを得ない理由があるときというのは、こういう場合が想定されるという規定を書き込んでいけばいいのかな。親族の葬儀など不幸があった場合だとか、そういったことは想定されるのかなと考えます。

○吉田武司委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、次に進みます。調整案の第10条についてお願いいたします。

菅原委員。

○菅原満委員 30日を限度として延長となっているんですけれども、学識者の方たちの日程調整、あと土日等を考えた場合、この付託を受けた日から60日以内と、あと30日を限度としてというところについては協議していったほうがいいのかと考えます。

内田委員。

○内田あや委員 今の発言とちょっと重複していたので、そこは同じですが、加えて全体通してなんですけれども、この参照条文に関しては現時点で整備ができていないので、この新しい調整案の中で何条かと記している部分が、条項の番号が変わっている可能性があるのも、そこは最後、私のほうで修正させてください。

あと次の意見を取るときの提案でもあるんですが、途中で恐縮ですが、この部分に関しては、条文を具体的にこうしたほうがいいのかという論点であったり、問題意識の提出よりも、条文そのまま提出いただいたほうが次はスムーズに進みやすいかなと思うので、そこは提案で、異論がなければそういうイメージで進めていただけたらと思います。

○吉田武司委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、次に進みます。調整案の第11条についてお願いいたします。

菅原委員。

○菅原満委員 審査結果の通知公表についてですけれども、審査会を設置するときに、どういう内容で審査会を設置するのかということも併せて検討しておく必要があるのかなと。審査会設置のときに、どこまでの内容でもって審査会を設置するのか。

違反の事実が認められなかったという場合に、当初は審査会設置の時点で具体的に内容が示されてしまっていると、その審査対象議員の名誉だとかそういった点もあるので、その辺についても併せて検討しておく必要があるのかなと。

あと審査結果で違反の事実という言い方がいいのかどうかということもちょっと調べさせてください。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 論点といいますか、基本的には審査したものにたとえ違反があったとしても、なかったとしても、それは公表するべきだと思います。それは請求者側にも知る権利がありますし、我々市民にも知る権利があるので、それは違反の事実が認められなかったとして公表しないというのは、ちょっと難しいのではないかなと思います。

○吉田武司委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、次に進みます。調整案第12条についてお願いします。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 論点としてなんですけれども、前回の政治倫理審査会においては、政治倫理審査会の報告を受けた後に懲罰委員会が立ち上げられるというような設定で検討されました。

これの調整案のところで言うと、政治倫理審査会においても、議員辞職の勧告であったり、事実上懲罰に近いものが与えられていることに加えて、さらに懲罰の事由に該当すると認められるときは、懲罰に関する手続を取るものとするというふうになっております。

ここの懲罰に関する手続を取るときに、和光市議会の懲罰に関する規定等を読むと、かなり狭い期間で懲罰を申し立てないといけないとなっていますので、懲罰のルートが2つあるというの望ましくないと思います。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 懲罰のルートが2つあるのが望ましくないということについて説明していただけますか。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 基本的に私は懲罰委員会で懲罰決定するべきだという立場に立っております。ただ、これの条文を読みますと、審査会においても議員辞職の勧告ができるとなっております。審査会というところにも立てつけとして懲罰的な立ち位置のものもあれば、懲罰委員会でも立てつけとしてあるというふうな2つのルートがあるというのが問題であるという趣旨です。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 審査会で辞職勧告とかいうことではなくて、審査会の報告の中に違反とする事実がありましたという報告を受けて、議会としてどうするかということの書き方だというふうに理解するんですけども。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 そうであるのであれば、(2)の規定が要らないかなと思っています。

(1)、(2)の規定が要らなくて、議会として必要なものは、違反の事実が認められたときには、懲罰に関する手続きを取るものとするでよろしいのではないかなと思います。

○吉田武司委員長 ほかにございませんか。

菅原委員。

○菅原満委員 議会は、審査会の報告を尊重し、審査対象議員がこの条例の規定に違反したと認めるときはその議決によりだから、議会の議決で次の処置を講ずることができる、第1項の1号、2号と第2項、第3項と書いてあると思うので、この内容についてはもう少し検討、協議したほうがいいのかなと思います。

○吉田武司委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、次に進みます。調整案第15条についてお願いします。

御意見ございませんか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、次に進みます。調整案第14条についてお願いいたします。

菅原委員。

○菅原満委員 規定を設けるときに、議長が別に定めるというときに議決が必要なのかどうかというのは要調査というふうに考えます。

一応そういうふうには書いてありますけれども、議決事項にしてしまうと条例と同じなので、

規定そのものは議決事項でなくていいのかなという気もいたします。

○吉田武司委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、次に進みます。調整案の附則のところについてお願いします。

御意見ございませんか。

〔「なし」という声あり〕

それでは、今の御意見を参考にしていただいて、各会派で今一度持ち帰り、これをまた先ほど内田委員からありましたけれども、条例に……

内田委員。

○内田あや委員 先ほど申し上げさせていただいたんですが、次回ここを議論する上では、私は条文の訂正案をもって提案のほうが良いと思っています。ここは例えば仮に反対であれば、そこの削除とか、そういう具体的な情報を持って提出していただくようお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○吉田武司委員長 内田委員のほうから今意見がありましたけれどもいかがでしょうか。

そのような形でよろしいですか。

この条例改正案の目的第1条から全部、削除したほうが良い、入れたほうが良いというのを各会派である程度まとめて提出してくださいということですね。

○内田あや委員 まとめていただくのはもちろんのことなんですけれども、具体的な条文を項という形での提出でお願いしたくて、例えばで言いますと、委員〇人になっているところに関しては、ここは委員5人とか、また、ハラスメント、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントと判断される行為はどのような、この括弧幾つ自体が要らない場合は、ここは削除というような提案を書面でいただいたほうがスムーズかなと。その書面で報告していただく用のフォーマットは、私が展開しますということでもいいですか。

○吉田武司委員長 そのような形でよろしいですか。

菅原委員。

○菅原満委員 それを事務局経由で送ってもらうのは、ワードで送ってもらえるということでもいいですね。書き込みできるということで。

〔「はい」という声あり〕

○吉田武司委員長 それでは内田委員にフォーマットを送っていただくということでもよろしいですね。

〔「はい」という声あり〕

それではそのようにいたしたいと思いますけれども、各会派でまとめたのをいつまでに提出していただくか。

休憩します。（午前11時57分 休憩）

再開します。（午後0時05分 再開）

それでは、和光市議会議員政治倫理条例の見直しについては、各会派に持ち帰り、次回以降協議するということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

各会派の意見として、6月19日までにまとめていただいて、事務局へ提出をお願いしたいと思いますけれどもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に、次回の議会運営委員会等の日程を確認します。

今回は、6月2日火曜日午前9時30分から、特定事件1、次の議会の会期予定についてとして、令和8年和光市議会6月定例会の会期日程等についてです。

その他、何かございますか。

亀井議会事務局長。

○亀井議会事務局長 それでは、この前、議会改革のほうで出ていました、一般質問を選択性にしてはどうかということについて、執行部と調整してまいりました。

こちらは、一問一答方式にするか現行の方式にするかの選択制という話で、結論から言うと執行部のほうとしては選択制でも構わないという話でした。

ただ、要望として、まず通告の際にどちらかを選択するかということが分かるようにしてほしいということと、一問一答方式を選択した場合は、登壇者が発言順位ごとに入れ替わって登壇する部長、登壇しない部長とかで煩雑になるので、できれば一問一答の場合は1回目も自席からにしていただけると煩雑さがなくなるのではないかと、また、現行のものが出た場合も、1回目をまとめて答弁となると、一問一答のほうと整合性が取れなくて、傍聴者にもちょっと分かりにくいのではないかとというようなこともありまして、できれば現行どおりの場合でも、これからは自席でやれると時間の短縮とかも図れていいのではないかとという要望を執行部からいただきました。どういうふうにするかということをお検討いただかないといけないのかなと思いますので、この場でどうだということではないんですけれども、そこら辺を御報告させていただきます。

もう一つ、この前、和光市議会議員の通称名の使用について、市のコンプライアンス担当から来たものを皆さんにお示ししたところですが、そちらのほうで、こういうところはちょっと疑義があるのではないかと、こういうところはどうなのかというのを多分皆さんがまだお持ちだと思います。この部分をちょっとこうしたほうがいいのかとか、もう一回聞いてくれとか、そういうのがありましたら事務局のほうに送っていただければと思います。また、期限についてはなるべく早く送っていただければということをお願いをしたいと思います。

○吉田武司委員長 この今の通称使用のことについての意見募集は、同じ6月19日までにということによろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

以上で本日の議事は全て終了しました。

本日の記録及び会議の公開資料については、委員長に一任願います。

以上で議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後 0時08分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 吉 田 武 司